# ＮＤＩ®チェッカー 使用許諾契約書

重要：本ソフトウェアのご使用申込み前およびダウンロード、有効化、インストールまたはご使用前に必ずお読みください。

この「NDI®チェッカー使用許諾契約書」（以下「本契約」といいます）は、お客様とリーダー電子株式会社（以下「当社」といいます）との間の本ソフトウェアの使用に関する契約です。本ソフトウェアをダウンロード、有効化、インストールまたは使用（以下「使用等」といいます）することによって、お客様は本契約のすべての条件に同意されたことになります。本契約の条件に同意できない場合、本ソフトウェアを使用等することはできません。

第 1 条（定義）

本契約における以下の各用語の定義は以下のとおりとします。

(1)「本ソフトウェア」とは、NDI®信号の測定、監視、ログの記録等を目的としたソフトウェア（製品名「NDI®チェッカー」）をいいます。

(2)「お客様」とは、個人が自身のために本ソフトウェアを使用等する場合はその個人、個人が法人等を代表してまたは法人等のために本ソフトウェアを使用等する場合はその法人等を意味します。

(3)「法人等」とは、法人、社団、財団、組合、国、地方自治体、その他個人以外の結合体または集合体を意味します。

(4)「消費者」とは、個人（事業としてまたは事業のために本契約の当事者となる場合におけるものを除きます）を意味します。

(5)「正規版」とは、お客様が、当社または当社の認める本ソフトウェアの取扱店（以下「取扱店」といいます）に本ソフトウェアの使用料を支払って使用する場合の本ソフトウェアをいいます。

(6)「お客様機器」とは、お客様が本ソフトウェアをインストールして使用するために必要となるコンピュータおよび周辺機器（コンピュータ環境および周辺機器環境を含みます）（お客様自身が保有するものか、お客様が第三者と契約して使用するものかを問いません）をいいます。

第 2 条（使用権の許諾）

1. 当社は、本契約記載の条件に従い、お客様が本ソフトウェアを使用するための非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な以下の権利をお客様に対して許諾します。

(a) お客様が正規版を使用する場合、お客様に提供されるプロダクトキー1 件につき、正規版の 1 コピーのみを、お客様が本ソフトウェアを使用するコンピュータ(本ソフトウェアのマニュアル等に記載されている対応オペレーティングシステムが搭載されているコンピュータに限ります、以下本条において同様)へ 1 回に限りインストールし、当該コンピュータ上で、当社が設定する起算日から 1 年または 3 年に、30 日以内で当社が任意に設定する日数を加えた期間（以下「正規版使用期間」といいます）に限り、正規版を使用する権利。

(b) お客様は、日本国内に限り、本ソフトウェアを使用等することができるものとします。

(c) お客様は、本ソフトウェアを当社が認めるコンピュータ環境でのみ使用等することができるものとします。

2. 本ソフトウェアの使用期間が経過した場合、お客様は、本ソフトウェア、本サポートツール、本ドキュメント（それらの複製をふくみます）のすべてならびにそれらの構成部分のすべてを適切な方法で直ちに破棄または消去しなければならないものとします。

第 3 条（著作権等）

1. 本ソフトウェア、本ソフトウェアのサポートツール（以下「本サポートツール」といいます）およびマニュアル等の本ソフトウェアに関連する一切のドキュメント（以下「本ドキュメント」といいます）に関する著作権、特許権、商標権（ただし、「NDI®」の商標に係る権利は除きます)、営業秘密にかかる権利およびその他のすべての知的財産権は当社へ独占的に帰属します。

2. お客様は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェア、本サポートツール、本ドキュメントまたはプロダクトキーを第三者へ貸与、譲渡、提供または担保権の設定をすることはできないものとします。また、お客様は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の第三者に対するサービス（有償・無償を問いません）として本ソフトウェア、本サポートツール、本ドキュメント、またはプロダクトキーを使用することはできないものとします。

3. お客様は、本ソフトウェアまたは本サポートツールを、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル（以下「改変等」といいます）することはできないものとします。改変等その他お客様の責めに帰すべき事由に起因して本ソフトウェアまたは本サポートツールに

何らかの障害が生じた場合、当社は当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

4. お客様は、本ソフトウェアに関する客観性または信頼性を欠いた実験方法によるパフォーマンステストまたはベンチマークテストの結果を、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示してはならないものとします。

第 4 条（責任の限定等）

1. 当社は、本ソフトウェア、本サポートツールおよび本ドキュメントについて、現状有姿条件でお客様にその使用を許諾するものとし、これらに瑕疵のないことを保証するものではないものとします。本ソフトウェア、本サポートツールまたは本ドキュメントについて瑕疵があった場合にお客様に生じた損害について、当社に故意または重過失（ただし、お客様が消費者である場合、「重過失」との部分は「過失」とします）があった場合を除き、当社はお客様に一切の責任を負わないものとします。お客様が使用等した本ソフトウェア、本サポートツールまたは本ドキュメントの紛失（盗難の場合を含みます）、消失、損壊、誤用等（お客様が本ソフトウェアをインストールしたコンピュータの紛失（盗難の場合を含みます）、消失、損壊、誤用等による場合も含みます）に起因するお客様の損害について、当社に故意または重過失（ただし、お客様が消費者である場合、「重過失」との部分は「過失」とします）があった場合を除き、当社はお客様に一切の責任を負わないものとします。

2. 第 5 条第 1 項に規定される「お客様情報等」もしくはその変更情報の提出が当社になされない場合またはその内容に不備がある場合、当社からお客様への通知（電磁的方法、郵送、その他のコンタクト方法は問いません）の不達によりお客様に生じる不利益または損害については、当社は一切の責任を負わず、お客様の責任とさせていただきます。

3. お客様が、本ソフトウェア、本サポートツール、本ドキュメントまたはプロダクトキーを不正な手段もしくは不正な目的で入手または使用したと当社が合理的な理由に基づき判断した場合、当社はこれらの使用停止の措置を講ずる場合があります。この場合、当社は、これらの使用停止の措置によりお客様に発生した損害について一切の責任を負わないものとし、また、お客様が当社または取扱店に支払った本ソフトウェアの使用料は一切、お客様に返金されないものとします。

4. お客様による本ソフトウェアの選択ならびにお客様による本ソフトウェア、本サポートツールおよび本ドキュメントの使用および使用結果によりお客様の期待する成果が得られることを当社は保証するものではないものとします。お客様による本ソフトウェアの選択ならびにお客様による本ソフトウェア、本サポートツールおよび本ドキュメントの使用および使用結果によりお客様の期待する成果を得ることができなかった場合にお客様に生じた損害について、当社に故意または重過失（ただし、お客様が消費者である場合、「重過失」との部分は「過失」とします）があった場合を除き、当社はお客様に一切の責任を負わず、お客様の責任とさせていただきます。

5. 本ソフトウェア、本サポートツールまたは本ドキュメントの使用に起因してお客様または第三者に損害が生じた場合において、本契約、不法行為その他の法律上の原因に基づいて当社がお客様または当該第三者に対して損害賠償責任を負担する場合においても、当社がお客様または当該第三者に対して負担する損害賠償責任の総額は、当社に故意または重過失があった場合を除き、お客様が当社または取扱店に支払った当該本ソフトウェアの使用料の額を上限とします。

6. 本ソフトウェア、本サポートツールまたは本ドキュメントの使用に起因してお客様または第三者に損害が生じた場合において、本契約、不法行為その他の法律上の原因に基づいて当社がお客様または当該第三者に対して損害賠償責任を負担する場合においても、当社がお客様または当該第三者に対して負担する損害賠償責任の総額は、当該法律上の原因から相当因果関係のある直接的損害にかかる損害額を上限とするものとし、お客様または当該第三者に生じた付随的損害、逸失利益、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、第三者からお客様に対する損害賠償請求に基づくお客様の損害、およびさらなる第三者から当該第三者に対する損害賠償請求に基づく当該第三者の損害に関して、当社はお客様または当該第三者に対し一切の責任を負わないものとします。

7. お客様は、本ソフトウェアの使用期間中、（ア）本ソフトウェアの使用に適したお客様機器をお客様の費用と責任で設置、設定および維持するものとし、また、（イ）本ソフトウェア、本サポートツールおよび本ドキュメントをお客様機器においてお客様の費用と責任で保管するものとします。（ア）お客様機器、（イ）本ソフトウェア、本サポートツールもしくは本ドキュメント、または（ウ）本ソフトウェアの使用によって得た計測データその他の記録について、その消失もしくは損壊に関して、本ソフトウェア、本サポートツールまたは本ドキュメントに起因する場合を除き、当社はお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

8.　お客様による本ソフトウェア、本サポートツールまたは本ドキュメントの使用等その他の行為について、日本の法令（外国為替及び外国貿易法を含みます）または外国の法令により、お客様が許可、認可、届出、その他何らかの手続（以下「許可等」といいます）を取得または履行（以下「取得等」といいます）する必要がある場合、お客様の費用と責任において当該許可等を取得等するものとし、お客様が当該許可等を取得等することまたはしなかったことについて、当社はお客様に対し一切の責任を負わないと共に、お客様は当社に一切の負担または損害を及ぼさないも

のとします。

第 5 条（お客様情報等）

1. お客様が本ソフトウェアの使用の申込みをされる場合は、お客様の氏名（お客様が法人等の場合は法人等の名称および担当者の氏名）、住所、電子メールアドレス、電話番号、その他当社または取扱店が指定する事項（以下、併せて「お客様情報等」といいます）について、当社または取扱店所定の手続で当社または取扱店に対して提出いただきます 。本ソフトウェアの使用期間中に、お客様情報等に変更があった場合、お客様は、その変更情報を当社または取扱店所定の手続で当社または取扱店に対して速やかに提出するものとします。なお、お客様情報等について、お客様にその事実を証明する書類を当社または取扱店に対して提出いただく場合があります。

2. 当社または取扱店は、お客様による本ソフトウェアの使用について、お客様情報等を確認審査する場合があります。そのため、お客様の本ソフトウェアご使用開始までに時間がかかる場合、または、当社または取扱店がお客様の本ソフトウェアの使用申込みをお断りする場合があります。

3. 当社または取扱店は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、お客様の本ソフトウェアの使用申込みをお断りすることができ、その理由についてはお客様に開示する義務を負わないものとします。

(1) 不実の内容にてお客様情報等の提出が行なわれた場合

(2) お客様が、過去に当社が提供した製品やサービス等において契約上の義務を怠ったことがある場合または今後怠るおそれがあると当社が判断した場合

(3) お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力等」といいます。）である場合、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行なっていると当社が判断した場合

(4) お客様に対する本ソフトウェアの提供が合理的な理由により困難であると当社が判断した場合

(5) お客様に対する本ソフトウェアの提供は当社の業務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると当社が判断した場合

第 6 条（個人情報）

当社は、お客様が本契約または本ソフトウェアの使用に関して当社に提出された個人情報について、個人情報の保護に関する法律および当社が別途定める個人情報保護方針(https://www.leader.co.jp/privacy-policy/)に則り、適切な取扱いおよび管理をするものとします。

第 7 条（契約の解約等）

1. 当社は、お客様が本契約に定める各条項の一に違反した場合またはお客様が第 5 条第 3 項各号の一に該当した場合、お客様に対して何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解約することができるものとします。

2. 本条第 1 項の規定により本契約が解約された場合、当社は、本契約の解約によりお客様に発生した損害について一切の責任を負わないものとし、また、お客様が当社または取扱店に支払った本ソフトウェアの使用料は一切、お客様に返金されないものとします

3. 本条第 1 項の規定により本契約が解約された場合、お客様は、本ソフトウェア、本サポートツール、本ドキュメント（それらの複製をふくみます）のすべてならびにそれらの構成部分のすべてを適切な方法で直ちに破棄または消去しなければならず、かつ、直ちにその破棄または消去を証明する文書を当社に提出するものとします。

第 8 条（その他）

1. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。

2. 本契約の一部条項の一部が法令によって無効となる場合でも、当該条項は法令で有効と認められる範囲で依然として有効に存続するものとします。

3. 本契約が解約その他の原因によって終了した場合または本ソフトウェアの使用期間が満了した場合においても、第 2 条第 2 項、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条第 2 項および第 3 項、ならびに本第 8 条の規定は、有効に存続するものとします。

4. 本ソフトウェアに関するお客様と取扱店との間の契約と本契約に齟齬があった場合においても、当社とお客様との間においては本契約が優先します。

5. お客様が当社または取扱店に本ソフトウェアの使用の申込みをされた時点の内容の本契約が当該本ソフトウェアに関して適用されます。当社が本契約の内容を変更した場合、当該変更後の本契約は、当該変更時以降にお客様が当社または取扱店に使用の申込みをされた本ソフトウェアに関して適用されます。
6. 本契約に関する当社とお客様との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

リーダー電子株式会社

2026 年 1 月 19 日（Version 1.2.0）